

国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程の一部改正

現行	改正
<p>本則</p> <p>(取得物品等の寄附手続)</p> <p>第10条 研究担当者は、補助金等のうち直接経費により取得した設備、備品及び図書(以下「設備等」という。)について、補助金等に特別の定めのある場合を除き、取得後、直ちに本学への寄附手続を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(取得物品等の寄附手続)</p> <p>第10条 研究担当者は、補助金等のうち直接経費により取得した設備、備品、<u>図書及び国立大学法人東京農工大学換金性の高い消耗品に関する取扱要項第2条第1項に規定する換金性の高い消耗品</u>(以下「設備等」という。)について、補助金等に特別の定めのある場合を除き、取得後、直ちに本学への寄附手続を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則 (教規程第68号)

この規程は、平成27年11月30日から施行し、平成27年10月1日から適用する。